

道路位置指定の取扱基準

指定道路は主として次の事項を満たす必要がある。

1. 公共の用に供する道路であること。
2. 長期にわたって（指定道路である間）道路区画が明確であること。
3. 上下水道、ガス管等公共施設が安全に埋設出来ること。
4. 道路両側側溝は、道路部分のほか、開発区域全体の排水を受け持つものであること。
5. 交通の安全が確保されていること。

目次

第1（趣旨）	1
第2（申請手続き）	1
第3（添付図書）	1
第4（技術基準）	2
1. 道路幅員のとり方	2
2. 道路等の構造	3
3. 指定道路の長さ	4
4. すみ切りのとり方	5
5. 回転広場について	7
6. 雨水排水柵の構造	7
7. 計画雨水量の算定	8
8. 矩形水路断面の算定	8
9. 円形水路断面の算定	8
10. 計算例	9
11. 建築基準法施行令第144条の4第1項1号ホの運用基準	10
第5（法令抜粋）	11

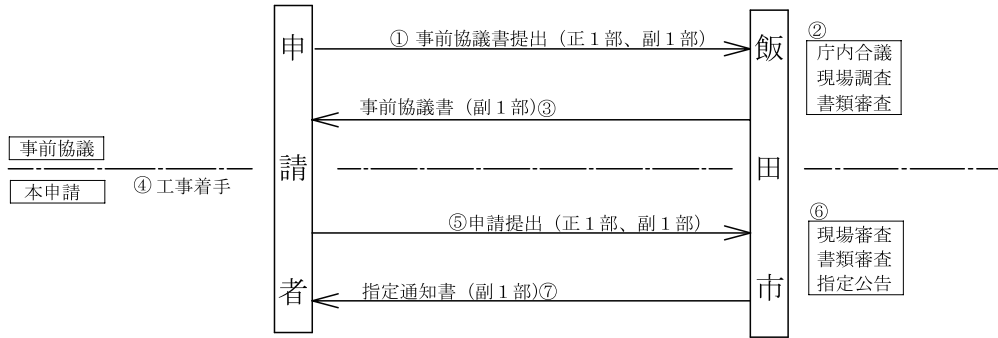
道路位置指定の取扱基準

(趣 旨)

第1 この基準は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定により道路の位置指定を行うについて、同法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）第144条の4、同法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。）第9条及び第10条並びに同法施行細則（昭和50年飯田市規則第34号。以下「規則」という。）第7条及び第8条の2に規定するもののほか必要な事項を定めるものとする。

(申請手続き（省令第9条、第10条、規則第7条、第8条の2関係）)

第2 申請書（正1部、副1部）は、原則として法第42条第1項第5号の規定により道路の位置の指定を受けようとする道路（以下「指定道路」という。）の事前協議後に提出するものとし、申請手順は下記の手順とする。



注：事前協議は道路位置指定の構造等協議をするものであり、農地転用許可又は道路自営工事承認申請若しくは公共物占用許可申請等の関係法令手続き完了後に工事着手すること。

(添付図書（省令第9条関係）)

第3 申請書に添付すべき図書は次のとおりとする。

1. 付近見取図 申請書裏面利用又は、別添えでも可
2. 地籍図
 - ア. 造成計画図 指定道路の位置、地番、幅員、延長、隅切、指定道路の接する道路（以下「既設道路」という。）の位置、幅員、予定建築物の敷地の形状及び縦横断図、排水計画等並びに開発面積を明示し、方位を記入する。
 - イ. 公図の写し 指定道路となる土地は、地番を分筆し、公図に明示する。
3. 道路構造図 道路の縦横断図、縁石、排水施設、路面の構造等の詳細を明示する。
4. 排水計画書 計画雨水量並びに排水路面断面計画書
5. 承諾書等
 - ア. 承諾書 指定道路となる土地並びに、指定道路の排水経路となる土地の登記簿謄本（副本は写しで可）及び、承諾者の印鑑証明（発行後3ヶ月以内）
 - イ. 面積表 道路及び開発予定区域の面積の求積計算書（分筆時の土地家屋調査士資料等）及び面積表
 - ウ. 委任状 道路位置指定の申請にあたり、申請者本人の代理として申請等を行う場合。
 - エ. その他 指定道路の土地について、許可又は承諾等が必要なものは、その許可又は承諾等を証する書面の写しを添付すること。（農地転用許可、用悪水路占用許可等）

注1：図面には、縮尺、作成者の記名捺印及び作成年月日を記載すること。

注2：図面縮尺は、造成計画図1/100～1/200、道路構造図1/20～1/30程度とする。

※事前協議申請時の添付書類は1～4及び5-ウの書類とする。
ただし2-イについては分筆予定線がかまわない。

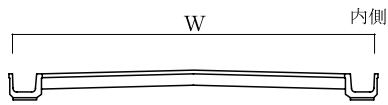
(技術基準(令144条の4関係))

第4 指定道路の技術基準は次のとおりとする。

1. 道路幅員のとり方

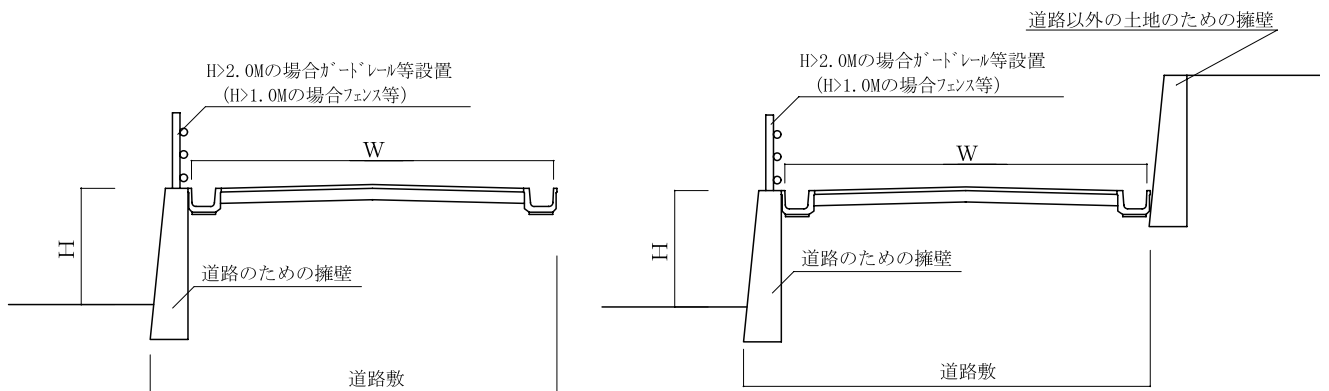
(1) 一般的な幅員のとり方

ア：標準



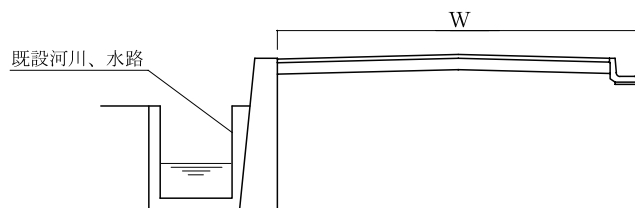
W：指定道路幅員

イ：道路とその他の部分に段差がある場合

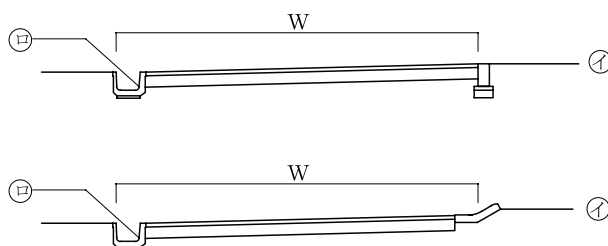


(2) 例外的な幅員のとり方 (注) 特殊な幅員のとり方であるため建築課と協議すること

ア：既設河川又は水路がある場合。



イ：勾配の大きい既設道路との接道部分又は、急な曲がり等の部分で横断面を片勾配とした方が適切とみなされる場合。



※但し①の敷地排水は別に計画するものと①の雨水等の排水を道路表面を経由させて②のU字溝へ排水しないこと。

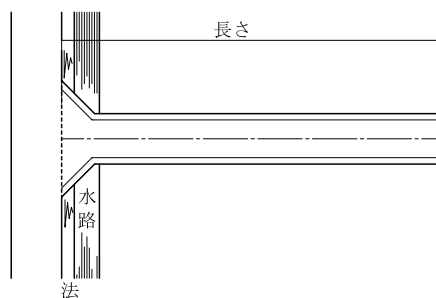
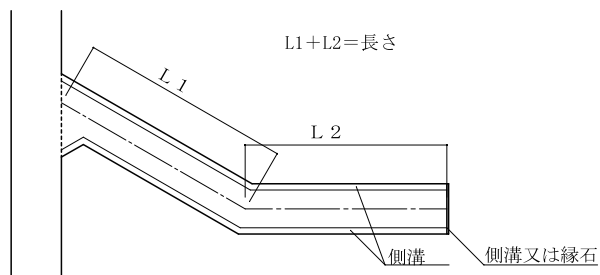
3. 指定道路の長さ

指定道路は両端が他の道路に接続したもので幅員が4 m以上あること。
ただし次のイからニまでの一に該当する場合は袋路状道路とすることが出来る。

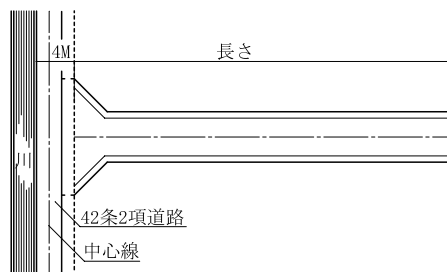
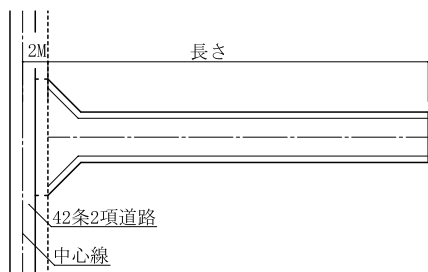
- (イ) 延長が35 m以下の場合（施行令第144条の4第1項1号のホ運用基準参照）
- (ロ) 終端が公園（都市公園に限る）で自動車の転回に支障ないものに接続。
- (ハ) 延長が35 mを超える場合で、終端及び区間35 m以内ごとに国土交通大臣の定める基準に適合する自動車の転回広場が設けられている場合。
- (ニ) 幅員が6 m以上の場合。

(1) 指定道路の長さは、道路中心線の長さとする。

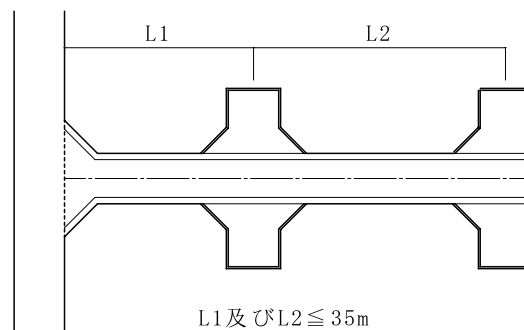
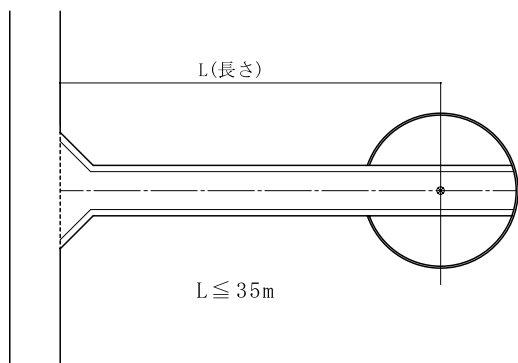
(2) 水路等を含む場合の指定道路の長さは、水路等を含むものとする。



(3) 法第42条第2項による道路に接する指定道路の長さは、道路の中心線から2 mの後退線から測るものとする。



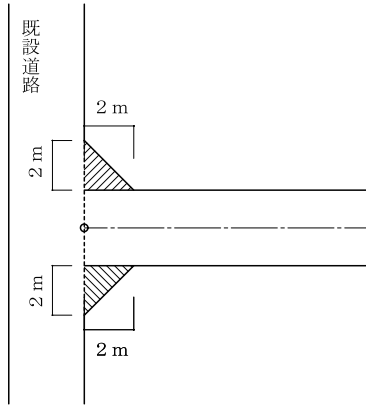
(4) 転回広場がある場合の指定道路の長さは、転回広場の中心までの長さとする。
なお転回広場は、法第42条第1項第5号道路として取扱う。



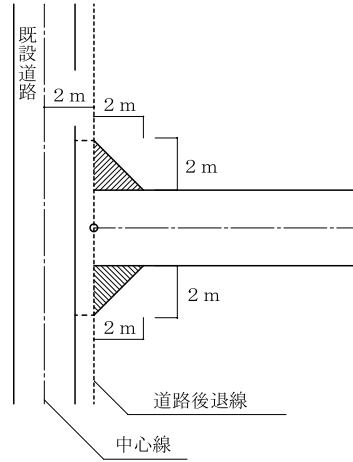
4. すみ切りの取り方

一辺が2 m以上の直角三角形を原則とする。

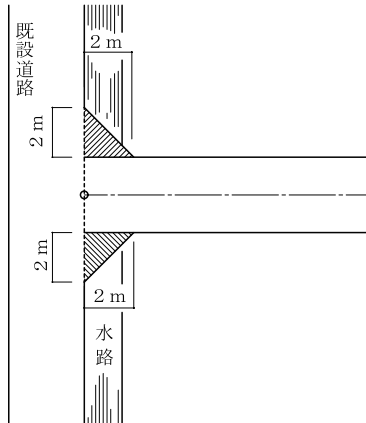
(1) 4 m以上の道路の場合



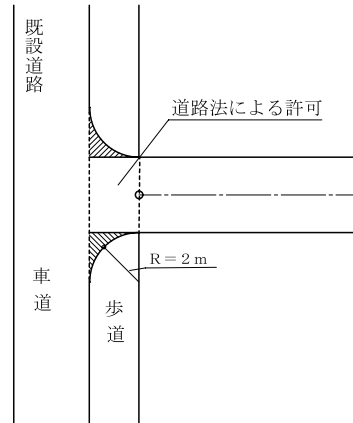
(2) 法42条2項道路の場合



(3) 水路等がある場合

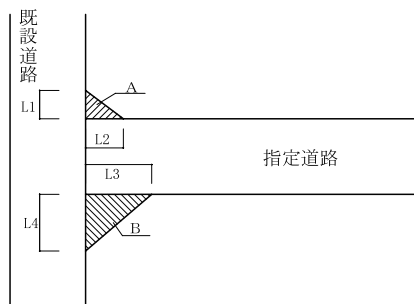


(4) 歩道がある場合



注：既設道路管理者が承諾する範囲とすることが出来る。

(5) 直角に交差する場合でどちらか一方の角地のすみ切り部分が2 m以上とれない場合、次の各号に該当すること。



(イ) $1 \text{ m} \leq L_1 = L_2$

(ロ) $3 \text{ m} \leq L_3 \leq 4 \text{ m}$

(ハ) $3 \text{ m} \leq L_4 \leq 4 \text{ m}$

(ニ) $A + B \geq 6 \text{ m}^2$

A：すみ切りを2 m以上とれないすみ切り部分の面積

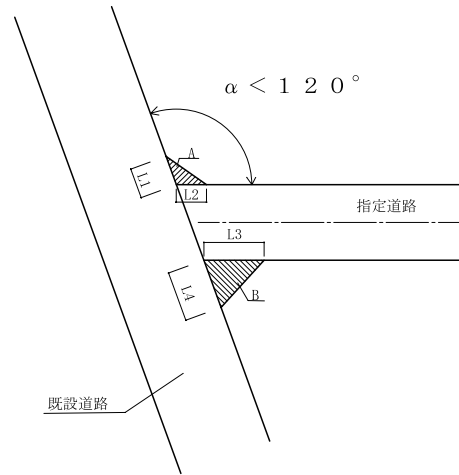
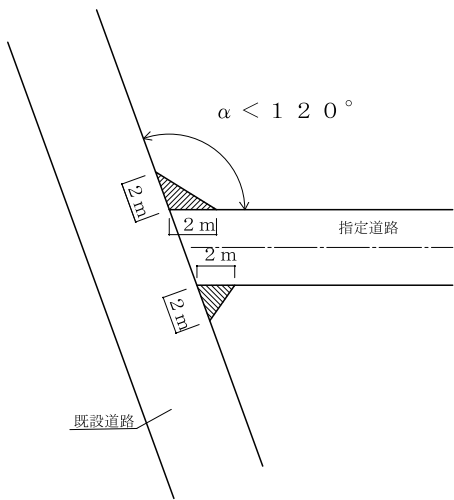
B：すみ切りを条件に合わせる事が可能なすみ切り

(6) 鋭角に交差する場合で相対角が120度未満の場合

次のA又はBに該当すること

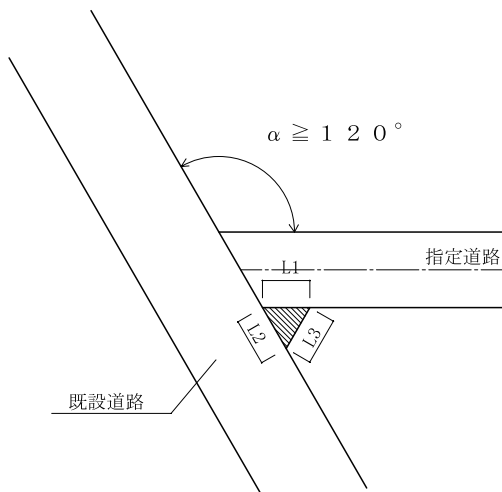
A：一辺が2m以上の二等辺三角形を原則とする

B：一方の角地のすみ切り部分が2m以上とれない場合は(5)を準用する



(7) 鋭角に交差する場合で相対角が120度以上の場合。

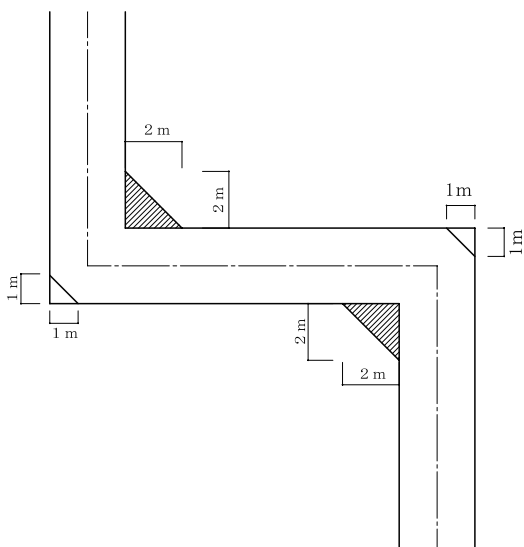
次の各号に該当すること



(イ) 必ず鋭角側にすみ切りをとること。

(ロ) $L1 = L2$ かつ $L3 \geq 2m$

(8) 途中で屈曲する場合

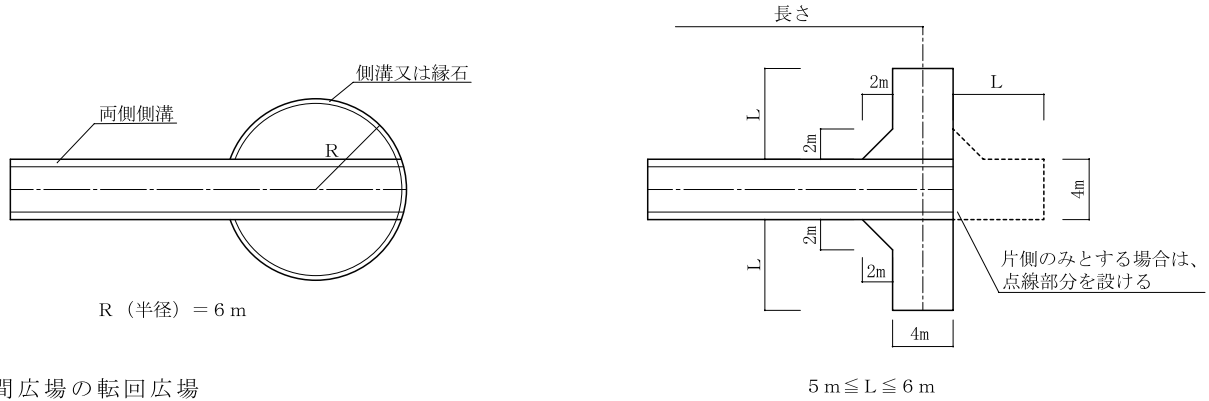


(注) 出隅部分のすみ切りは省略することが出来る。

5. 回転広場について

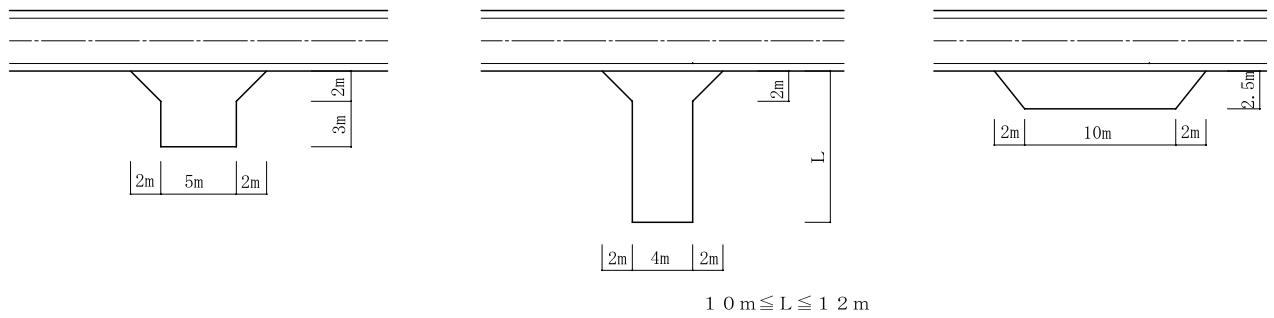
・ 転回広場は、側溝又は縁石等の構造物を用いて表示する。

(1) 終端の転回広場

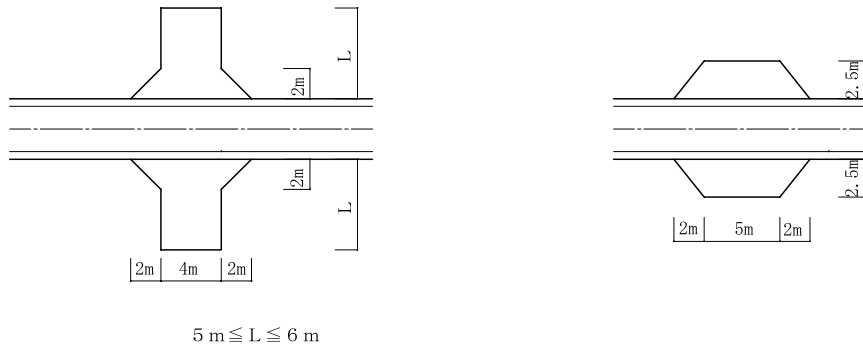


(2) 中間広場の転回広場

A : 片側に設ける場合



B : 両側に設ける場合



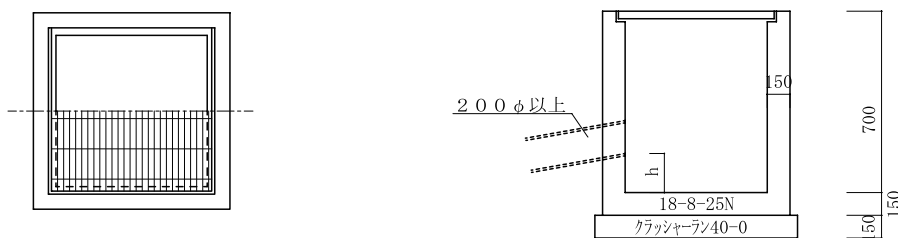
6. 雨水排水柵の構造

開発部分の雨水排水は、各宅地部分から柵により指定道路側溝へ放流することを原則とするが、放流先の位置により指定道路側溝排水を柵を経由して放流先へ導く場合、又は道路管理者の指示により柵を設置する場合下記の仕様とする。

柵：国土交通省の仕様による現場打ちコンクリート柵、既製品RCコンクリート柵又はその他の柵で市の認めるもの

蓋：鋳鉄製マンホール蓋または受枠付きグレーチング蓋（耐加重用）

管径：断面計算以上の径とし、最低200φ以上とする。（10. 計算例参照）



国土交通省標準設計例

※hは底版上面から流出パイプまでの高さとし、現場に合わせて決定する

7. 計画雨水量の算定

開発区域内の計画雨水量の算定については次式による。

$$Q = \frac{1}{360} \cdot C \cdot I \cdot A \quad \text{----- 公式 7}$$

Q : 計画雨水量 m³/秒
 C : 流出係数 右表による
 A : 集水面積 ha ヘクタール (1ha=10,000m²)
 I : 降雨強度 mm/時間 右表による

〈C : 流出係数〉

工種別	流出係数
屋根	0.85~0.95
道路	0.85~0.95
その他の不透面	0.75~0.85
水面	1.0
勾配のゆるい山地	0.60~0.70
勾配の急な山地	0.70~0.80

〈I : 降雨強度〉

確率年	5年確率	10年確率
流速時間	10分	10分
降雨強度	80.74mm/h	91.53mm/h

※指定道路は10年確率で計算すること。

8. 矩形水路断面 (U字側溝) の算定

流量、断面粗度および排水溝布設勾配を与えた場合の断面算定。

$$Q = A_o \cdot V = (B \cdot H_o) \cdot \left(R^{\frac{2}{3}} \cdot \frac{1}{n} \cdot I^{\frac{1}{2}} \right) \quad \text{----- Manning公式 [m³/秒]}$$

計画水量=有効断面・流速
m³/秒 m² m/秒

B : 開水路巾 [m]

$H_o = \frac{B}{2}$: 水理上の有利水深 [m]
 (同じ断面で最多流量を流す時の断面水深をいう)

$R = \frac{A_o}{P}$: 断面径深 [m]

$P = B + 2H_o$: 潤辺長 [m]

n : 潤辺の粗度係数 (下表-1)

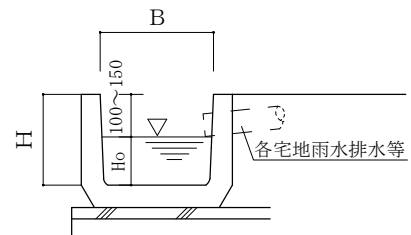
I : 排水溝布設勾配

以上により

$$Q = \left(B \cdot \frac{B}{2} \right) \left\{ \left(\frac{B \cdot \frac{B}{2}}{B + 2 \cdot \frac{B}{2}} \right)^{\frac{2}{3}} \cdot \frac{1}{n} \cdot I^{\frac{1}{2}} \right\} = \frac{B^{\frac{8}{3}}}{5.04} \cdot \frac{1}{n} \cdot I^{\frac{1}{2}}$$

したがって

$$B = \left\{ \frac{5.04 Q}{\frac{1}{n} \cdot I^{\frac{1}{2}}} \right\}^{\frac{3}{8}} \quad \text{----- 公式 8 [m]}$$



9. 円形水路断面 (ヒューム管・ビニール管) の算定

流量、断面粗度および円形水路布設勾配を与えた場合の断面算定。

$$Q = A_o \cdot V = A_o \cdot R^{\frac{2}{3}} \cdot \frac{1}{n} \cdot I^{\frac{1}{2}} \\ = \gamma \cdot D^{\frac{8}{3}} \cdot \frac{1}{n} \cdot I^{\frac{1}{2}} \quad \text{----- Manning公式 [m³/秒]}$$

$\gamma : A_o \cdot R^{\frac{2}{3}} / D^{\frac{8}{3}}$

A_o : 有効断面

以上により

$$D = \left(\frac{Q}{\gamma \cdot \frac{1}{n} \cdot I^{\frac{1}{2}}} \right)^{\frac{3}{8}} \quad \text{----- 公式 9 [m]}$$

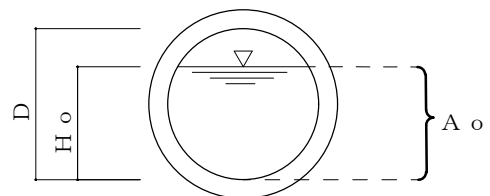


表-1

n : 潤辺粗度係数	
コンクリートU字溝	0.015
ヒューム管	0.014
塩化ビニール管	0.012

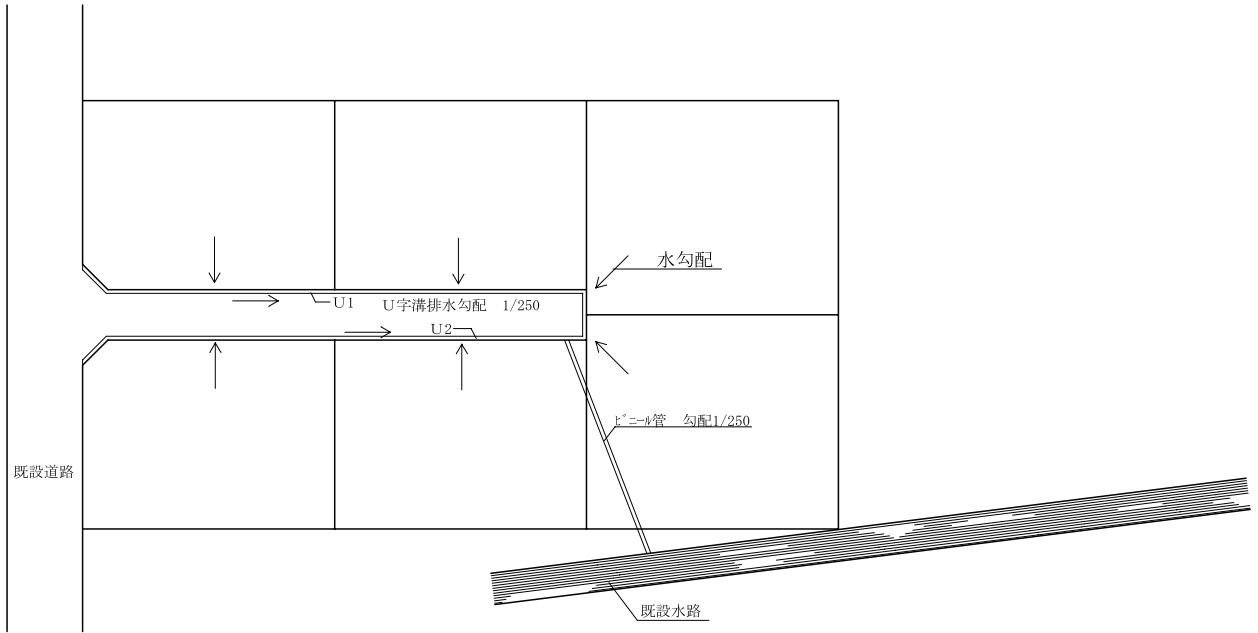
表-2

Ho/D	γ
0.60	0.2094
0.70	0.2609
0.80	0.3047
0.90	0.3321
0.93	0.3365

←円断面の最大流量

10. 計算例

下図のような開発区域（面積：0.2ha）の指定道路の両側側溝U1、U2ならびに放流管サイズを求める。



計画雨水量を算出する

公式7より $Q = \frac{1}{360} \cdot C \cdot I \cdot A$
 $= \frac{1}{360} \times 0.8 \times 123 \times 0.2 = 0.0546 \text{ m}^3/\text{s}$

矩形水路断面（U字側溝）を求める。

$n = 0.015$ $I = 1/250$ と仮定する。又 $H_o = \frac{B}{2}$ （水理上の有利水深を採用する）

U1、U2はそれぞれ計画雨水量の半分（ Q_1 、 $Q_2 = \frac{Q}{2}$ ）を受持排水するものとする。

公式8より $B = \left\{ \frac{5.04 \cdot Q}{\frac{1}{n} \cdot I^{\frac{1}{2}}} \right\}^{\frac{3}{8}}$
 $= \left\{ \frac{5.04 \times \frac{0.0546}{2}}{\frac{1}{0.015} \times \left(\frac{1}{250}\right)^{\frac{1}{2}}} \right\}^{\frac{3}{8}} = \left(\frac{0.138}{4.216}\right)^{\frac{3}{8}} = (0.0327)^{\frac{3}{8}} = 0.277 \text{ [m]}$

$H = H_o + 0.15 = \frac{B}{2} + 0.15 = 0.288 \text{ [m]}$

よって側溝U1、U2の寸法は 300×300 とする。

円形水路断面（塩ビ管）を求める。

$n = 0.012$ $I = 1/250$ と仮定する。又 $H_o/D = 0.93$ （従って $r = 0.3365$ ）を採用する

公式9より $D = \left(\frac{Q}{r \cdot \frac{1}{n} \cdot I^{\frac{1}{2}}} \right)^{\frac{3}{8}}$
 $= \left(\frac{0.0546}{0.3365 \times \frac{1}{0.012} \times \left(\frac{1}{250}\right)^{\frac{1}{2}}} \right)^{\frac{3}{8}} = \left(\frac{0.0546}{1.7733}\right)^{\frac{3}{8}} = (0.0308)^{\frac{3}{8}} = 0.271 \text{ [m]}$

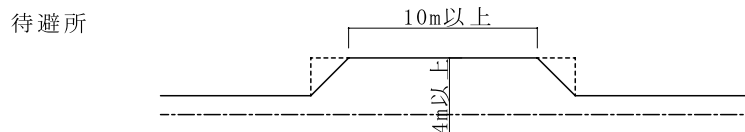
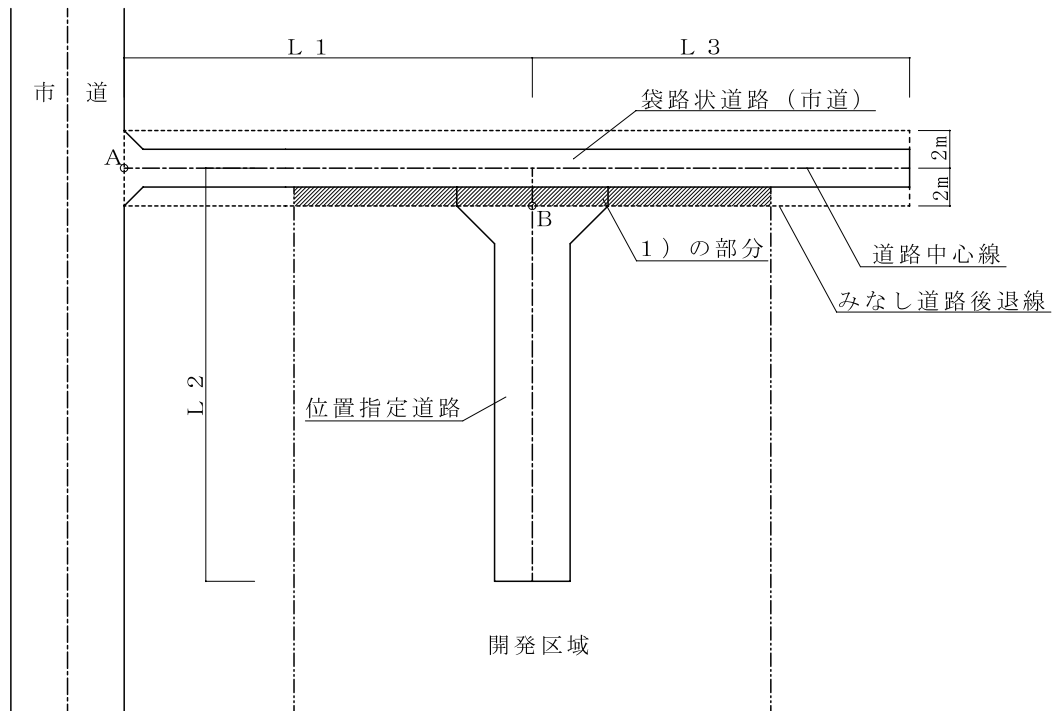
よって円形排水路は塩ビ管 $300 \text{ [mm}\Phi\text{]}$ とする。

計算機による $\times \frac{3}{8}$ の求め方 $\text{---}\sqrt{\text{---}}$ \times を3回掛けて $\sqrt{\text{---}}$ を3回押す。

1 1 . 建築基準法施行令第 1 4 4 条の 4 第 1 項 1 号ホの運用基準

建築基準法施行令第 1 4 4 条の 4 第 1 項 1 号イの () 書き袋路状道路に袋路状位置指定道路が接続する
 場合で、次の 1) 及び 2) に該当する場合は、同条第 1 項 1 号イの () 書きにかかわらず、延長の起点を
 図中の B とすることができる。なお、市道部分の自営工事については道路管理者の指導による。

- 1) 接続する袋路状道路に開発区域が接道する場合は、開発者は当該開発区域に限って法第 4 2 条第 2 項
 の「みなし道路」の後退線まで道路とし、市道編入（寄付採納）すること。
- 2) 次のいずれかに該当すること。ただし L 1、L 3 の有効幅員は 2.5 m 以上、L 1 は法第 4 2 条の道
 路、L 3 は市が管理する道路であること。
 - (1) $L 1 \leq 35 \text{ m}$ かつ $L 3 \geq 10 \text{ m}$ （ただし L 1 は有効幅員 4 m 未満部分の総延長とする。以下同じ）
 - (2) $L 1 + L 2 \leq 70 \text{ m}$ かつ $L 3 \geq 35 \text{ m}$
 - (3) $3 L 1 \leq L 3$
 - (4) $L 1 \leq L 3$ かつ $L 3 \geq 200 \text{ m}$
 - (5) $L 3 \geq 10 \text{ m}$ 、かつ L 1 区間 70 m に 1 ヶ所の割合で転回広場（縦列型に限る）若しくは待避所
 （道路幅員 4 m 以上かつ当該部分が 10 m 以上で、両端に 45 度のすみ切若しくは同すみ切が内
 接する空地を有する部分を設けた施設）を設けた場合、なお転回広場、待避所は市道編入するこ
 と。



(法令抜粋)

第5 位置指定道路に関する法令

法第42条(道路の定義)

この章の規定において「道路」とは、次の各号の一に該当する幅員4m(特定行政庁がその地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認めて都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域内においては、6m。次項及び第3項において同じ。)以上のもの(地下におけるものを除く)をいう。

一～四 略

五 土地を建築物の敷地として利用するため、道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法又は密集市街地整備法によらないで築造する政令で定める基準に適合する道で、これを築造しようとする者が特定行政庁からその位置の指定を受けたもの

政令第144条の4(道に関する基準)

法第42条第1項第5号の規定により政令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 両端が他の道路に接続したものであること。ただし、次のイからホまでの一に該当する場合には、袋路状道路(その一端のみが他の道路に接続したものをいう。以下この条において同じ。)とすることができる。
 - イ 延長(既存の幅員6m未満の袋路状道路に接続する道にあっては、当該袋路状道路が他の道路に接続するまでの部分の延長を含む。ハにおいて同じ。)が3.5m以下の場合
 - ロ 終端が公園、広場その他これらに類するもので自動車の転回に支障がないものに接続している場合
 - ハ 延長が3.5mを超える場合で、終端及び区間3.5m以内ごとに国土交通大臣の定める基準に適合する自動車の転回広場が設けられている場合
 - ニ 幅員が6m以上の場合
 - ホ イからニまでに準ずる場合で、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合
- 二 道が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所(交差、接続又は屈曲により生ずる内角が120度以上の場合を除く。)は、角地の隅角をはさむ辺の長さ2mの二等辺三角形の部分の道に含むすみ切りを設けたものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認めた場合においては、この限りでない。
- 三 砂利敷きその他ぬかるみとならない構造であること。
- 四 縦断勾配が12%以下であり、かつ、階段状でないものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合においては、この限りでない。
- 五 道及びこれに接する敷地内の排水に必要な側溝、街渠その他の施設を設けたものであること。

2～3 略

省令第9条(道路の位置の指定の申請)

法第42条第1項第五号に規定する道路の位置の指定を受けようとする者は、申請書正副2通に、それぞれ次の表に掲げる図面及び指定を受けようとする道路の敷地となる土地(以下「土地」という。)の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の承諾書を添えて特定行政庁に提出するものとする。

図面の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
地籍図	縮尺、方位、指定を受けようとする道路の位置、延長及び幅員、土地の境界、地番、地目、土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の氏名、土地内にある建築物、工作物、道路及び水路の位置並びに土地の高低その他形上特記すべき事項

省令第10条(道の位置の指定の公告及び通知)

特定行政庁は、前条の申請に基づいて道路の位置を指定した場合には、その旨を公告し、かつ、申請者に通知するものとする。

規則第7条(道路の位置の指定の申請書の様式等)

省令第9条の道路の位置の指定の申請書の様式は、道路位置指定申請書(様式第4号)によるものとする。

規則第8条の2(私道の変更等)

法第42条第1項第3号又は第5号の規定による私道を変更し、又は廃止しようとする者は、建築基準法による私道の変更(廃止)届(様式第5号)に、省令第9条に規定する図面を添えて市長に提出しなければならない。